



要請署名活動にご協力を!



名称 実効性ある早期救済命令を要請する署名

宛先 中労委（中央労働委員会）

要請内容 ①審理を迅速化し、早期に救済命令を。

②日々雇用労働者の労働者供給打ち切り事件については、供給再開を命じて団結権侵害の不利益回復に実効性ある命令を。

③一連の不当労働行為事件は大阪広域協組の指示によるもの。その責任の所在を明確にする命令を。

④団交拒否事件については速やかに初審命令履行勧告を。

集約 2022年6月末日（第1次集約）、7月10日（最終集約）

提出 7月中旬

さらに詳しく知るために

竹信三恵子（ジャーナリスト、和光大学名誉教授）著

賃金破壊

労働運動を「犯罪」にする国

上野千鶴子氏

労働組合が骨抜きにされてから、私たちは経営側にやられっぱなしだ。闘う労働ジャーナリストが、闘う組合つぶしを深掘りした驚きのルポルタージュ。

内田樹氏

恐ろしい話を読んだ。日本はもう治安維持法の一歩手前まで来ていることをこの本に教えてもらった。明日は我が身かも知れないと思う。

浜矩子氏

本書のおかげで労働運動という言葉が復権する。今、最も読まれるべき快著。

松尾匡氏

闘いに すべてをえらばぬ彈圧はこの世の上下を見せしむるため

世界標準の闘いへの何でもありの弾圧——誰が支配者かを見せつけるためだ！



検証・関西生コン事件① 挑戦を受ける労働基本権保障

一審判決（大阪・京都）にみる産業別労働運動の無知・無理解

▶ 熊沢 誠「まともな労働組合の受難」

[甲南大学名誉教授]

▶ 吉田美喜夫「関西生コン事件と労働法理」

[立命館大学名誉教授]

▶ 宮里邦雄「大阪ストライキ事件判決批判」

[弁護士、元日本労働弁護団会長]

A5判／93頁／定価（本体800円+税）／旬報社／2021年4月刊

お問い合わせは

関西生コンを支援する会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 1F

フォーラム平和・人権・環境 気付

電話 03-5289-8222 FAX 03-5289-8223

E-mail sien.kansai@gmail.com



中央労働委員会

中労委は早期に

実効性ある
救済命令を

「関西生コン事件」
署名活動

本丸は
コツチだよ！

労働委員会

初審命令
・解雇を取り消しなさい

生コン業者

おまえら
クオビだら

関西生コン支部

生コン業者は
連帯労組と
接觸・面談禁止！

従わないと
「厳正な対処」を
するからな！

大阪広域
協同組合

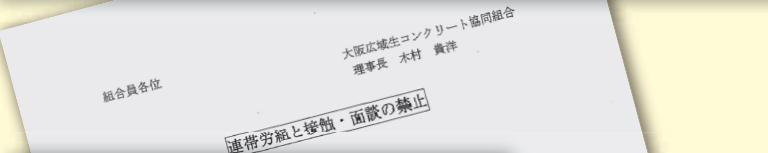
仕事
させないぞ！

団交ないぞんか

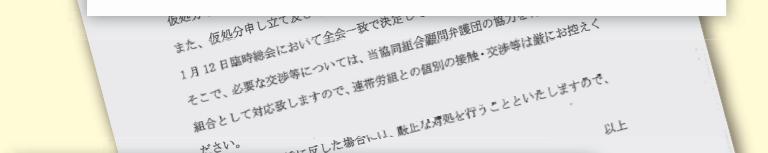
団結権侵害による不利益の早期回復へ

労働委員会事件の現状と問題点

連帯労組と接触・面談の禁止



連帯労組との個別の接触・交渉等は厳にお控え



趣旨に反した場合には、厳正な対処



「関西生コン事件」はいま、どうなってる？

「関西生コン事件」の3つの要素

1 生コン業者団体による大規模な組合つぶし事件

2 正当な組合活動を刑事事件化して、組合員を不当逮捕・起訴した弾圧事件

3 レイシスト（差別排外主義者）を使ったフェイクニュース

いずれについても、大きな変化が生まれています。

大規模な不当労働行為事件は大阪広域生コン協組の指示でおきた

いま、中央労働委員会（中労委）では、全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部（関生支部）に対する14件の不当労働行為事件が再審査中です。一連の事件は、大阪広域生コンクリート協同組合（大阪広域協組）という業者団体の組合つぶし攻撃によってひきおこされたものです。

2017年12月に関生支部がストライキを実施したところ、大阪広域協組は報復として組合つぶし方針を決議。2018年1月には加盟業者に対し、「関生支部との接触・面談禁止」や各職場からの組合員排除を指示しました。この指示にもとづき、大阪で28社、兵庫12社、滋賀8社、奈良4社、京都8社の計60社以上で、組合員の解雇、日々雇用労働者の労働者供給打ち切り（組合員の就労拒否）、そして団体交渉拒否が強行されたのです。

当時、労働者供給事業で働く日々雇用組合員が500人以上いましたが、関生支部に所属していると仕事ができない状態に直面した400人以上が脱退に追い込まれました。

大阪府労委では次々に組合勝利命令

初審の大阪府労働委員会は、2019年10月以降、申立18件のうち12件について、次々に救済命令を出しました。その内容は、各企業に対し、「解雇無効、原職に戻せ」「バックペイ＝解雇期間中の賃金相当額を支払え」「団体交渉に速やかに応じよ」「不当労働行為をくりかえさないとの誓約文を手交せよ」となどと命じたものです。



中労委は大阪広域協組の責任を明確にして早期に実効性ある救済命令を

命令を受けた企業には、命令の内容が不服で中労委に再審査申立てであっても、初審命令履行義務があります。早期に不利益の原状回復を図るのが労働委員会制度の趣旨だからです。しかし、各企業は命令を履行していません。

中央労働委員会は、審理を迅速にすすめて早期に救済命令を出すべきです。同時に、再審査中であっても、初審命令履行勧告を速やかに出すべきです。

また、初審命令は、日々雇用労働者の就労拒否事件については、救済方法がポストノーチス（注）にとどまっていて、労働者供給再開までは命じておらず実効性が欠けています。

さらに重要なのは、不当労働行為を直接に実行したのは各企業ですが、一連の不当労働行為事件は大阪広域協組の関生支部排除の方針と指示によりひきおこされたものだという点です。初審命令はこの点を明確に指摘していない不十分さがあります。

中央労働委員会は、この問題点をふまえて、原状回復に実効性のある命令、そして、団結権侵害の張本人＝大阪広域協組の責任を明確する命令を出すべきです。

注・ポストノーチスは、今後は不当労働行為をくりかえさないことを誓約する書面を企業が組合に交付すること。

中労委・再審査事件（一部）

事件名	事件内容	初審命令	中労委
寝屋川コンクリート事件	労供打ち切り・団交拒否	2020/9/25 ポストノーチス	調査中
旭生コン事件	労供打ち切り・団交拒否	2020/9/25 ポストノーチス	調査中
三和商事事件	労供打ち切り・団交拒否	2020/9/25 ポストノーチス	調査中
堺臨海生コン事件	労供打ち切り・団交拒否	2020/7/27 ポストノーチス	調査中
光榮・昌榮事件	労供打ち切り・団交拒否	2020/6/16 ポストノーチス	命令待ち
藤原生コン運送事件	雇止め・団交拒否	2020/2/25 雇用再開、 バックペイ、 団交応諾	命令待ち
五一事件事件	雇止め・団交拒否	2020/10/26 ポストノーチス	命令待ち
ナニワ生コン・浪速建資事件	解雇・団交拒否	2020/9/25 解雇取り消し、 団交応諾	調査中
タイコー事件	労供打ち切り・団交拒否	2020/3/18 ポストノーチス	調査中
藤原生コン運送事件(2次)	団交拒否	2022/3/25 ポストノーチス	調査開始前

中労委の早期救済命令で、流れを変えていきましょう！

「連帯、どんどん削りますよ」

あきらかになった検察の組合つぶし発言

さらに今年1月、大津地裁の公判では、不当逮捕された組合員に対して検察官が執拗に組合脱退を働きかけていた事が、法廷で再生された取調べ録画であきらかにされました。4月の公判では、別の検察官が、別の組合員に対し、「連帯（注：関生支部のこと）、どんどん削りますよ」との暴言を繰り返していた事実も取調べ録画であきらかにされました。一連の事件が、組合つぶしを目的に警察・検察によって仕組まれたことが明白になってきました。



名誉毀損裁判も勝訴

「関西生コン事件」の特徴のひとつは、関生支部のイメージダウンを狙ってレイシストが拡散したYouTubeやブログによる誹謗中傷とフェイクニュースです。昨年12月、大阪地裁は、このフェイクニュースを垂れ流した瀬戸弘幸氏のブログが関生支部に対する名誉毀損だと認め、同氏に損害賠償の支払いを命じる組合勝訴判決を出しました。瀬戸氏はブログで、自身は生コン業界から月額70万円、他のメンバーは月額30万円の報酬を受け取っていたことを認めています。大阪広域協組は、瀬戸氏らレイシストと一緒に街宣活動や組合事務所襲撃事件をひきおこしていました。ここでも大阪広域協組の責任が問われています。

